

2021年度 鋼材規格三者委員会
書面審議_20210908
資料 1-1 補足

規格番号	JIS G 0551
規格名称	鋼－結晶龍殿顕微鏡試験方法
担当主査名	石川 厚史
1. 改正の背景・目的 試験片の研磨面について、圧延方向に直角とする条件の規定が、不適切なため、追補改正する。	
2. 改正ポイント ・試験片の研磨面について、圧延方向に直角とする条件を「結晶粒が等軸の場合」とする。	
その他	

追補 1 のまえがき

この JIS G 0551 の追補 1 は、産業標準化法に基づき、経済産業大臣が JIS G 0551:2020 を改正した内容だけを示すものである。

JIS G 0551:2020 は、この追補 1 の内容の改正がされ、JIS G 0551:9999 となる。

JIS DRAFT 2021/09/08

鋼－結晶粒度の顕微鏡試験方法 （追補 1）

Steels-Micrographic determination of the apparent grain size (Amendment 1)

追補 1 の序文

この追補は、2019 年に第 4 版として発行された ISO 643 を基とし、技術的内容を変更して JIS G 0551:2020 の追補 1 として作成したものである。

JIS G 0551:2020 を、次のように改正する。

6.1（試験片の採取）の第 3 段落を、次に置き換える。

試験片の研磨面が鋼材規格又は受渡当事者間の合意によって定められていない場合、研磨面は、圧延方向、すなわち、製品における主加工方向に平行な面とする。結晶粒が等軸の場合、圧延方向に直角な面としてもよい。